平成２６年（フ）第１４８号
長野市平林２丁目21番12号
破産者　髙山　　薫
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
静岡県沼津市石川503－４　パルハウスM206号室、住民票上の住所静岡県富士市中之郷3517番地
破産者　麻布　昌昭
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１２号
静岡県富士市中之郷3517番地
破産者　麻布　香苗
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３１１号
名古屋市瑞穂区釜塚町２丁目６番地の１、開始決定時の住所名古屋市緑区池上台１丁目３番地
破産者　笠井　大祐
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４６号
愛知県津島市城之越町35番地、開始決定時の住所名古屋市東区徳川１丁目10番35号　ナビシティ徳川Ⅰ507号
破産者　渡邉　茂樹
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２６４号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目５番７－１号、開始決定時兵庫県尼崎市下坂部１丁目30番27号
破産者　逢坂　　学
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０６０号
大阪府高槻市郡家新町25番21号
破産者　西ノ原康一（旧姓藤岡）
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２７号
神戸市灘区烏帽子町２丁目２番６号
破産者　ハートボディこと　宇田　幸司
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市飾磨区構５丁目153番地　クリーンピア構Ｓ702号、開始決定時の住所兵庫県姫路市城北新町１丁目９番１号
破産者　梶浦　敬司
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１０号
徳島県吉野川市山川町堤外20番地15
破産者　三谷清二郎
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５９号
熊本市東区沼山津１丁目14番23号
破産者　上村　圭史
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
札幌市豊平区中の島１条２丁目１番８－722号
破産者　谷村　直紀
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第２８号
北海道常呂郡訓子府町旭町16番地１、破産手続開始決定時の住所北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
破産者　堤　裕紀子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
愛知県犬山市大字羽黒新田字北野間１－９　ロックペイント犬山寮201、住民票上の住所大阪市淀川区宮原１丁目８番24号
破産者　渡邉　輝義
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１６８号
大津市本堅田６丁目19番１号　Ｌ．パルティールⅠ号室
破産者　高田　弘晃
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５４号
大津市千町１丁目17番３号
破産者　常松　敏彦
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８４号
京都市左京区北白川大堂町56番地　エミネンス北白川601号、開始決定時の住所京都市左京区岡崎北御所町46番地９
破産者　滝岡　義雄
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係